

○立川市介護人材緊急確保対策事業補助金交付要綱

令和2年4月1日要綱第69号

改正

令和3年12月7日要綱第125号

令和5年2月1日要綱第4号

立川市介護人材緊急確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護に従事する人材の確保のため介護サービス事業者が負担する介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講に要する費用並びに介護福祉士の資格の取得に要する費用を補助することについて立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在し、次の各号に掲げる事業のいずれかを行う介護事業所等を運営する介護サービス事業者とする。ただし、次条に規定する補助対象経費について、他に補助又は助成を受けている場合は、この要綱による補助金の交付の対象としない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
- (3) 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
- (4) 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
- (5) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号ロに定める介護員養成研修（以下「介護職員初任者研修」という。）を行う事業者及び社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年

法律第30号) 第40条第2項第5号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において行われる3年以上介護等の業務に従事した者が介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修(以下「介護福祉士実務者研修」という。))を行う事業者(以下これらを「研修事業者」という。))が実施する研修に要する費用(以下「介護福祉士実務者研修に要する費用」という。))並びに社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護福祉士の取得に要する費用(以下「介護福祉士の資格取得に要する費用」という。))とする。

2 介護福祉士実務者研修に要する費用は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「受講者」という。))が介護福祉士実務者研修を受講するために要する経費(必須テキスト代及び実習費を含み、補講料、追加受験料等を除く。以下「受講費」という。))であって、補助対象者が研修事業者を支払ったものとする。

(1) 補助対象者と直接雇用契約を締結していること。

(2) 研修事業者が発行する修了証明書の交付を受けていること。

(3) 第5条に規定する交付申請書を提出する時点で補助対象者が運営する介護事業所等(市外に所在するものを除く。))に介護職員として継続して3か月以上従事していること。

3 介護福祉士の資格取得に要する費用は、前項第1号及び第3号のいずれにも該当する者(以下「補助対象職員」という。))が社会福祉士及び介護福祉士法第40条に規定する介護福祉士試験(以下「介護福祉士試験」という。))の受験対策講座を受講した際の費用(テキスト代、模擬試験の費用等を含む。))、介護福祉士試験を受験した際の手数料及び介護福祉士の登録手数料として負担した費用の合計額であって、補助対象職員に代わり、補助対象者が負担したものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、受講者が研修事業者を受講費を支払い、又は補助対象職員が介護福祉士の資格取得に要する費用を直接負担した場合において、補助対象者が、受講費又は介護福祉士資格の取得に要する費用の全部又は一部に相当する額を受講者又は補助対象職員に支給したとき(給与、賃金、諸手当等と明確に区分して支給した場合に限る。))は、当該支給した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、介護職員初任者研修については、受講者1人につき補助対象経費の総額と100,000円とのいずれか低い額を、介護福祉士実務者研修については、受

講者 1 人につき補助対象経費の総額と105,000円とのいずれか低い額を、介護福祉士の資格取得に要する費用については、補助対象者 1 人につき補助対象経費の総額と100,000円とのいずれか低い額とし、予算の範囲内において交付する。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、介護人材緊急確保対策事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(交付決定)

第6条 交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金交付の可否を決定し、交付することと決定したときは介護人材緊急確保対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことと決定したときは介護人材緊急確保対策事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知をするものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者は、介護人材緊急確保対策事業補助金交付請求書（第4号様式）を提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 市長及び交付決定者は、この補助金に関する書類、帳簿等を当該年度の翌年度から起算して5年間整理保管するものとする。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により報告するものとする。この場合において、補助事業者は、当該仕入控除税額に相当する補助金を返還するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。